

一般社団法人フジチャリティ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フジチャリティと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉に貢献することを目的とし、その目的に資するため、以下の事業を行う。

- (1) 各種チャリティイベントの企画、制作及び運営
- (2) 国際貢献活動及び国内外の災害等への支援活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 教育事業及び人材育成事業
- (6) メディア事業
- (7) チャリティについての普及啓蒙活動
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し入社した個人を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第11条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各社員に対して発する。

(招集手続の省略)

第13条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的である事項について、理事又は社員から提案があった場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人には理事3名以上をおく。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選

任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、社員に対し剰余金の分配を行うことができない。

第6章 解 散

(解 散)

第29条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年4月末日までとする。

(設立時役員)

第32条 当法人の設立時の理事及び代表理事は次のとおりである。

設立時理事 和賀井 隆、奥野木 順二、皆川 知行

設立時代表理事 和賀井 隆

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第33条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	████████████████████
	氏名	吉川 裕介

設立時社員	住所	████████████████████
	氏名	内田 宏昌

(法令の準拠)

第34条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人フジチャリティ設立のため設立時社員吉川裕介他1名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年6月11日

設立時社員 吉川 裕介

設立時社員 内田 宏昌

上記設立時社員2名の定款作成代理人 行政書士 石下 貴大